

日立チェーンストールTカード見舞金規定

第1条(目的)

本規定は、株式会社アプラス(以下「当社」といいます。)が第2条に定める補償対象者に該当するカード会員を対象に運営する「空き巣被害見舞金制度」の取り扱いについて定めます。

第2条(用語の定義)

本規定において、次に掲げる用語は該当各号の定義に従うものとします。

(1)補償対象者

以下に記載のカード(以下、「対象カード」といいます。)の本人会員とし、家族会員および法人会員(カード使用者を含む)を除くものとします。

- ①日立チェーンストールTカード
- ②日立チェーンストールTカードA
- ③日立チェーンストールTカードM

(2)補償対象住居

補償対象者が日本国内において自己の日常住居用に所有または借用している建物のうち、補償対象者が日常住居用として使用している部分をいいます。(店舗併用住宅建物の店舗部分など、補償対象者が日常住居以外の目的で使用している部分がある建物の場合は、補償対象者が日常住居用として使用する部分のみをいい、日常住居以外の目的で使用する部分を除きます。)ただし、補償対象者が会員の自宅住所として登録している住所に所在するものに限り、なお、補償対象者が転居した場合、転居した日から、会員の自宅住所として当社に登録している住所の変更手続きが完了するまでの間については、住民票などの客観的な資料により転居の事実が確認できることを条件に、転居後の住居を補償対象住居と見做します。

(3)建物

日常住居の用に供する建築物をいいます。ただし、門、へい、かき、物置または車庫その他の付属建物を除きます。

(4)家財、現金、貴金属

建物内に収容されている日常生活用財産をいいます。ただし、以下を除きます。

- ・自動車(自動車三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除く)
- ・有価証券、預貯金証書、印紙および切手その他これらに類する物
- ・書画、骨董、彫刻物、その他の美術品
- ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ・人から借りているもの等、所有権のないもの

(5)空き巣

窃盗目的で、家人の留守中に住宅に侵入する犯罪をいいます。

(6)忍び込み

窃盗目的で、家人が就寝している間に住宅に侵入する犯罪をいいます。

(7)居室

窃盗目的で、家人が食事その他の所用中の際に住宅に侵入する犯罪をいいます。

(8)空き巣による盗難損害

空き巣によって生じた家財、現金または貴金属の盗取、毀損または汚損の財物損害をいいます。

(9)補償期間

会員資格を取得した日(注)から1年間を補償期間とします。以後、会員資格が有効な場合は、1年単位で補償期間は継続されます。

(注)カード台紙に記載の「カード入会日」をいいます。

第3条(見舞金を支払う場合)

当社は、補償期間中に会員が補償対象住居の家財、現金、貴金属について空き巣による盗難損害を被った場合に、会員が所管警察署に盗難被害届を提出することを条件として、会員に対して見舞金を支払います。

第4条(見舞金を支払わない場合)

1.前条の規定にかかわらず、当社は次の各号に掲げる損害に対しては、見舞金を支払いません。

- (1)補償対象者の故意および重過失
- (2)補償対象者の犯罪行為
- (3)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動
- (5)核燃料物質(使用済み燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (6)(3)から(5)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- (7)補償対象者の親族、使用人、同居人、止宿人ならびに補償対象者の補償対象住居の監守人が自らなし、または加担した盗難による損害
- (8)忍び込みや居室きなど、空き巣以外の不法侵入者によりなされた盗難による損害
- (9)すりなど、補償対象住居に不法に侵入しなかつた者によりなされた盗難による損害
- (10)店舗併用住宅建物の店舗部分など、日常住居以外の目的で使用している部分の建物などの財物に生じた損害
- (11)家財、現金または貴金属が一時的に建物外に持ち出されている間にその家財、現金または貴金属に生じた損害
- (12)財物損壊を伴わない経済的損失や精神的苦痛などの非財物損害
- (13)空き巣によって生じた火災または爆発事故による損害
- (14)火災または爆発事故の際の盗難による損害
- (15)補償対象者が対象カードの資格を取得する以前に生じた損害

2.当社は、会員の補償対象住居に空き巣による住居侵入の形跡がある場合でも、その家財、現金、貴金属に盗難損害が生じてない場合には見舞金を支払いません。

3.当社は、理由のいかんにかかわらず、会員が空き巣による盗難損害について所管警察署への被害届け出を怠った場合には、見舞金を支払いません。

第5条(見舞金の請求)

1.会員は、第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した場合には、直ちに所管警察署に届け出るとともに、当社に通知しなければなりません。

2.会員が当社に対して見舞金を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を当社に提出しなければなりません。

- (1)当社が指定する見舞金請求書兼空き巣被害届出書証明書(必要記載事項に記入漏れがないもの)
- (2)空き巣被害を証明する写真、住民票その他当社が必要と認める書類
- 3.会員が前項の書類を提出しなかつたとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかつたときもしくは不実の記載をしたときは、当社は見舞金を支払いません。
- 4.会員が当社に登録している自宅住所の変更手続きを完了する前に第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した場合は、当社に登録している自宅住所の変更手続きが完了するまでは、当社は見舞金を支払いません。
- 5.会員以外の者からなされた見舞金請求に対しては、当社は見舞金を支払いません。
- 6.会員が対象カード会員の資格を喪失した後におこった見舞金請求に対しては、当社は見舞金を支払いません。
- 7.第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した日より60日を経過した後になされた見舞金請求に対しては、当社は見舞金を支払いません。

第6条(見舞金請求の際の調査)

1.当社は会員が前条に定める見舞金請求手続きを行った場合は、会員から通知を受けた第3条に定める見舞金支払いの事由発生の実態および状況を調査することができるものとします。

2.会員は、前項の調査に協力しなければなりません。

3.会員が正当な理由なく第1項の調査の協力を拒んだときは、当社は見舞金を支払いません。

第7条(見舞金の額)

- 1.当社が会員に対して支払う見舞金の額は1)空き巣被害あたり5万円とします。
- 2.前項にかかわらず、会員が補償対象者として複数の資格を有する場合でも、当社が会員に対して支払う見舞金の額は、1)空き巣あたり5万円を限度とします。また、補償が重複する当社の他のカードや他の補償がある場合も同様とします。
- 3.第1項にかかわらず、会員の他に補償対象住居を同一とする補償対象者が存在する場合は、当社が会員に対して支払う見舞金の額は1)空き巣被害あたり5万円を限度とします。
- 4.会員が補償期間中に被った空き巣による盗難損害の回数にかかわらず、当社の会員に対する見舞金支払いは補償期間中、1回を限度とします。

第8条(見舞金の支払方法)

- 1.当社の会員へ見舞金の支払いは、会員のカードご利用代金のお支払い口座に振り込むものとします。ただし、他の方法によって見舞金を支払うのに合理的な理由がある場合ではその限りではありません。
- 2.当社は見舞金の振り込みをもって会員の見舞金受領を確認したものとし、特段の事情がない限り、会員に対して見舞金受領書を徴求しません。

第9条(規定の改廃)

- 1.本規定は2015年10月15日午後16時より効力を発します。
- 2.本規定を改定または廃止する場合には、特段の事情がない限り、当社は事前に会員に通知するものとします。ただし、当社が本規定を改定または廃止することができることを会員はあらかじめ承諾するものとします。